

今月の内容

- ◆令和5年3月より 協会けんぽの保険料率が変わります
- ◆令和5年4月より 雇用保険料率が変わります
- ◆用語解説：「法定休日」と「法定外休日」

令和5年3月より 協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽの保険料率が、令和5年3月分（4月納付分）より改定され、協会けんぽ東京支部の保険料率は以下のとおりとなります。

【注】健保組合の保険料率は以下と異なります。健保組合のHP等でご確認ください。

健康保険《協会けんぽ 東京支部》

	R5年2月分まで	R5年3月分から
保険料率	98.10/1000 ⇄	100.00/1000
本人・事業主 折半負担率	49.05/1000 ⇄	50.00/1000

介護保険《協会けんぽ(全国一律)》

	R5年2月分まで	R5年3月分から
保険料率	16.40/1000 ⇄	18.20/1000
本人・事業主 折半負担率	8.20/1000 ⇄	9.10/1000

- ★ 4月支給分の給与を計算する前に、社会保険料率の設定を変更してください。
- ★ 賞与については、3月1日に支給する分から保険料率が変わります。

令和5年4月より 雇用保険料率が変わります

令和5年4月より、雇用保険料率（労働者負担・事業主負担）が以下のように改定されます。

《令和5年4月1日～令和6年3月31日の雇用保険料率》

	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
(R5年3月まで)	(5/1000)	(8.5/1000)	(13.5/1000)
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000
(R5年3月まで)	(6/1000)	(10.5/1000)	(16.5/1000)

- ★ 令和5年4月分給与（給与が翌月払いの場合は5月に支給する給与）を計算する際に、雇用保険料率の設定を **6/1000**（建設業は7/1000）に変更してください。



「法定休日」と「法定外休日」

「法定休日」とは、労働基準法で定められた週1回（又は4週4日）の休日のことで、必ず設定しなければならない休日です。

「法定外休日」とは、法定休日以外の休日のことで、設定は任意です。日数や時季など各事業所で自由に決めて差し支えありません。

法定休日	「法定休日」 = 労働基準法で定められた週1回（又は4週4日）の休日
	『労働基準法』 条文 (休日) 第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。 2 前項の規定は、4週間を通じ4日以上 of 休日を与える使用者については適用しない。
	※法定休日は日曜日である必要はありません。上記の規定に違反しない限り各事業所で決めることができます。 《割増賃金の取扱い》 法定休日の労働に対しては、 35%以上 の割増率で計算した割増賃金の支払いが必要です。

法定外休日	「法定外休日」 = 法定休日以外に各事業所が定めた休日
	(法定外休日の例) ・日曜日を法定休日と定めた事業所における、日曜日以外の休日 ・法定休日以外に会社で任意に定めた年末年始の休日、夏季休日 等
	《割増賃金の取扱い》 法定外休日の労働に対しては35%以上の割増賃金を支払う法的義務はありません。ただし、法定外休日に労働したことにより、その週の労働時間が法定労働時間（40時間）を超えたときは、 25%以上 の割増率で計算した割増賃金の支払いが必要です。

* あおぞらスタッフだよ！ *

3月を迎え春めきだし、体を動かすにはいい季節になってきました。

春の花を探しに代々木公園を散歩するのも楽しそうです♪

毎年4月は入退社の手続き件数が増え、ハローワークや年金事務所での手続きは通常より時間（日数）がかかります。年度はじめの手続き予定をお知らせいただいたときは、事前に必要書類をお知らせするなどして、手続きが迅速に行えるようサポートいたします！

